

長津田第二小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月10日
改定日 平成30年2月20日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

- **いじめの定義**；いじめ防止対策推進法で定められた定義であり、国と同一である。
いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- **いじめを防止するための基本的な方向性**
「いじめ」はどの学級にも、どの児童にも起こる可能性のあるもっとも身近で深刻な人権侵害案件ととらえ、未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置に組織的に取り組んでいく。
また、事案対応型の指導ではなく、日常の学校生活において、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる児童、基礎的な学力をしっかりと身に付け、認められているという実感をもてる児童の育成に努める。
- **学校いじめ防止基本方針の目的**
最大の目的はいじめをしない、させないという学校の風土を作り、未然防止をすることである。仮に、発生しても早期発見、早期対応により収束させることである。

2 組織の設置及び組織的な取り組み

いじめ事案に対しては、「いじめ防止対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

- **組織の構成**
管理職、主幹教諭、教務主任、児童支援専任、児童指導担当、人権教育担当、養護教諭、当該児童学級担任で構成する。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。
- **運営**
「いじめ防止対策委員会」は月一回定期的を開催する。ただし、いじめの疑いが認知されるときには直ちに開催するものとする。
また、会議録を作成・保管し、進捗管理を行う。
- **組織の役割**
いじめ事案に対しては、「いじめ防止対策委員会」が中核となり、組織的に対応する。
※いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担する際の中核となる。
※重大事態が起こった場合は、この組織が中核となり調査を行う。
※いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。
- **いじめの解消**
いじめ対応後の支援体制については、「いじめ防止対策委員会」で検討し、解消するまで見守り続ける。
○いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
○いじめを受けた児童が心身に苦痛を感じていないこと
の少なくとも2点の要件を満たしたとき、「いじめ防止対策委員会」でいじめ解消の確認を行う。
- **年間計画（別掲）**

3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

・いじめの未然防止

学校や学級がお互いの人権を尊重し合えることができるような風土作りに努める。具体的には魅力ある授業づくり、人権教育、道徳教育の推進、児童が主体的に参加し達成感や自己有用感を得られるような学校行事や児童会活動の実施、職員研修による職員の資質向上を通じ、常に児童の心身の健全育成に努める。また、日頃より保護者や地域関係者との連携をとり、信頼を築くべく努力をする。

一方、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を各学年の教育課程の中に位置づけた年間指導計画を作成し、計画的に取り組む。

・早期発見・早期対応

日々の授業や生活面の観察に加えて、Y P アセスメントや定期的なアンケート、『不登校チェック・子どもチェックシート』（毎月）の活用や児童支援研修（毎月）、家庭訪問や教育相談等の実施により、全職員が得られた情報を共有し、早期発見に努める。また、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者の啓発に努める。

・適切な対処・対応

発見したときは組織体としてケース会議等を開き、情報を共有し、指導方針の確認を行い対応する。重大な事案の場合は警察署等関係機関、外部専門機関との連携も図る。

・研修

職員の資質向上および情報共有の推進のための研修を計画的に行う。特に児童支援研修は全職員が参加して毎月行う。

・「まち」とともに歩む学校づくり懇話会等の活用

「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・共同して取り組む。

4 重大事態への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったときは以下の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、横浜市教育委員会に速やかに報告する。
- ・いじめ防止対策委員会を中核として、事実関係を明確にするための調査を実施し、対応を決定する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な事項について報告をする。これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。